

2月 情報ひろば

！ イベント・講習会などに参加の際は、マスクの着用や手指消毒、体温測定など、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

福祉

長寿社会課からのお知らせ

- 問 本庁舎長寿社会課（13番窓口）
TEL 0857-30-8211
- TEL 0857-20-3906
- 問 各総合支所市民福祉課（10階）
【寝具丸洗い乾燥消毒サービス 3月実施分】
対 在宅で生活をしている65歳以上の高齢者で、要介護4、5の認定がある人
料 掛布団：200円 敷布団：200円 羽毛布団：300円 毛布：100円 ※枚数に制限があります。 募 2月17日

鳥取市中央包括支援センターからのお知らせ

- 問 本庁舎鳥取市中央包括支援センター
TEL 0857-20-3457
- TEL 0857-20-3906
- 【認知症サポーター養成講座】
時 2月17日（金）14:00～15:30
所 麒麟 Square 多目的室1
容 認知症の理解を深め、認知症の本人とともに活動する仲間を増やすための研修 ▼講師：認知症キャラバン・メイト 料 無料
募 2月15日（水）までに問い合せ先まで
- 【おれんじアクトアップ】
日（金）までに申出書を提出
【家族介護慰労金の支給】
対 同居の高齢者を在宅で介護しており、次の条件を全て満たす家族
① 要介護者（要介護4または5）が、過去1年間、介護保険サービスを利用していない（年7日間の短期入所サービスを除く）。② 要介護者、介護者の属する世帯が市税非課税世帯である。 額 要介護高齢者一人あたり10万円

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 対 対象 案 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など
料 料金 募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

時 2月16日（木）10:00～12:00
所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者の情報交換の場 料 無料
※要予約
【認知症介護家族の集い】
時 2月17日（金）10:00～12:00
所 本庁舎3階会議室3-1
料 無料

問 駅南庁舎心の健康支援室
TEL 0857-22-5616
TEL 0857-20-3962
【アルコール・薬物・ギャンブル等家族教室】
時 2月10日（金）13:30～15:00
※予約不要 所 さわやか会館3階第2研修室 容 ミニ講話「本人の回復と自助グループ/体験談」、話し合い ▼講師：山下陽三さん（渡辺病院副院長） 対 ご家族のアルコール・薬物・ギャンブルなどでお困りの方 ※ご本人はご遠慮ください。
【アルコール・薬物・ギャンブル等専門相談】
時 2月10日（金）15:00～16:00

お知らせ

鳥取大震災の体験記資料を探しています
問（一財）鳥取市社会教育事業事務局（鳥取文芸事務局）
TEL 0857-21-0865
MAIL mygy947@ydb.ne.jp
鳥取文芸では、昭和18年9月の鳥取大震災について、特に震災直後から昭和29年までに書かれた日記・手記・体験記などを探しています。お心当たりがございましたら、ご連絡をお願いします。

令和4年度 コミュニティ助成事業

次の事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業により、宝くじの助成金で整備したものです。



【遊具などの整備】
問 本庁舎建築住宅課（26番窓口）
TEL 0857-30-8371

【公園遊具の整備】
問 本庁舎農村整備課（45番窓口）
TEL 0857-30-8317



TEL 0857-20-3919
東吉成町内会が、地域コミュニティの促進を図るため、市営住宅跡地の公共広場に遊具などを整備。整備内容：ブランコ、滑り台、ホップライド、ベンチほか

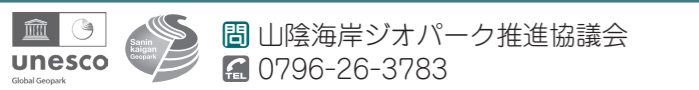


TEL 0857-20-3953
TEL 0857-30-8326
問 本庁舎交通政策課（54番窓口）

TEL 0857-20-3043
大塚地区の農村公園に公園遊具を設置。整備内容：ラダー、スプリング遊具、ベンチほか

【公共交通機関の通学定期券を購入し、県内の高等学校などに通学する生徒の市内在住の保護者（費用負担者）に対し、月額7千円を超えた分の通学費（特急料金除く）を助成 募 2月1日（水）～28日（火）に問い合わせ先が各総合支所まで ※窓口申請は平日のみ。本市公式ウェブサイト（電子申請）でも申請可能 ※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。 募 2月1日（水）～28日（火）に問い合わせ先が各総合支所まで ※窓口申請は平日のみ。本市公式ウェブサイト（電子申請）でも申請可能 ※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

みんなのジオパーク



第4回『世界ジオパーク』と『世界遺産』との違い

世界ジオパークの比較としてしばしば世界遺産が挙げられます。この2つはどちらも人類にとって貴重な、地球上の宝を未来に遺すために定められたユネスコの正式プログラムですが、その違いをご存知でしょうか？

一番大きく異なるのは目的です。世界遺産は、国際的に価値ある建物や土地などを損傷や破壊から保護することを目的としています。対して世界ジオパークは、地球規模で価値の認められる大地を基に、その上に生まれた自然や文化を含めて広く保護しつつ、教育や観光などで活用することによる地域振興をも目的としています。

つまり、世界遺産は現状を守ってゆくことを、世界ジオパークは守りながら発展させることを求められているのです。そのため、世界ジオパークには4年毎の再認定審査が課せられています。

ともに未来のためのユネスコの重要なプログラムですが、このような違いがあるのです。

	世界遺産	世界ジオパーク
対象	世界でここだけの価値（モノ）	価値のある大地の遺産（モノ）、価値のある文化・伝統（ヒト）
目的	保護	保護と活用（保護、教育科学の普及、地域振興）
認定審査	1回のみ	4年に1度の再審査
ユネスコとの関係	1972年11月 世界遺産条約（ユネスコの正式プログラム）	2015年11月 ユネスコの正式プログラムへ昇格
開発	禁止	持続可能な開発のみ可能

出典：糸魚川ユネスコ世界ジオパークウェブサイト

TOTTORI UNIVERSITY OF ENVIRONMENTAL STUDIES
公立鳥取環境大学情報
http://www.kankyo-u.ac.jp/

公開講座（とっとり県民カレッジ特別講座）

問 公立鳥取環境大学研究交流推進課
TEL 0857-38-6704 FAX 0857-32-9053
MAIL event@kankyo-u.ac.jp

と き 2月18日（土）10:30～12:00
ところ 鳥取県立図書館大研修室
テーマ 世界の森林と日本の木材利用
講師 根本昌彦（環境学部教授）
参加料 無料
申込方法 開催前日までに「受講希望テーマ・住所・氏名・電話番号」を電話・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで